


## 福島県「県民健康調査」甲状腺検査について

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

福島県では、東京電力福島第一原発事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期的に見守るため、甲状腺検査を実施しています。

### 1 実施計画

- (1) 先行検査 平成23年10月から平成26年3月までを基準として、甲状腺の状態を把握するために実施。
- (2) 本格検査 平成26年4月から平成28年3月までの2年間で対象者全員を検査し、平成28年4月からは、20歳を超えるまでは2年ごと、それ以降は25歳、30歳等の5歳ごとの節目健診により継続して実施。

平成23年10月	平成26年4月	平成28年4月
先行検査	本格検査	
検査1回目	検査2回目	検査3回目～
対象者は、平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民。	対象者に、平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民を追加。	20歳を超えるまでは2年ごと、それ以降は5歳ごとの節目健診により検査を実施します。 <a href="#">※詳しくはこちら。</a>

### 2 対象者

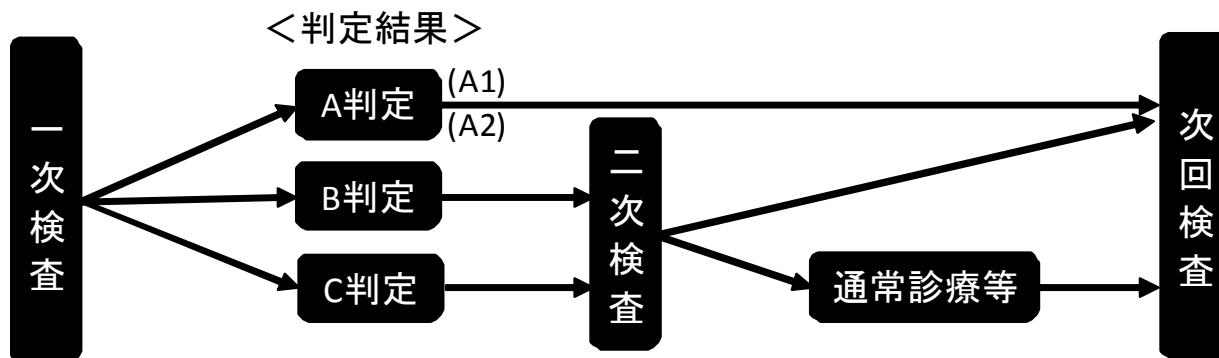
- (1) 先行検査 平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民（平成23年3月11日時点、概ね0歳から18歳までの福島県民）
- (2) 本格検査 平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民

### 3 実施場所

福島県立医科大学、福島県内外の医療機関等が連携し、福島県内では、保健センターなどの公共施設、学校、医療機関（県内検査拠点）等で検査しています。

福島県外では、協定を締結した医療機関（県外検査実施機関）で検査しています。

## 4 検査の流れ



- (1) 一次検査 福島県立医科大学がお知らせする検査日時及び検査場所で、首にゼリーをつけて、超音波検査を行います。  
検査結果は、後日、本人(保護者)あてに通知します。

### 【判定結果】

- A 判定 (A1) 結節又はのう胞を認めなかったもの。  
(A2) 結節(5.0 mm以下)又はのう胞(20.0 mm以下)を認めたもの。
- B 判定 結節(5.1 mm以上)又はのう胞(20.1 mm以上)を認めたもの。  
なお、A2の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した場合は、B判定としている。
- C 判定 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの。

- (2) 二次検査 一次検査の結果、B判定又はC判定となった場合は、二次検査となります。二次検査では、詳しく超音波検査を行った後、採血、尿検査を実施します。更に必要があれば、結節から細胞を採って検査をする穿刺吸引細胞診(せんしきゅういんさいぼうしん)を行います。  
検査結果は、直接、本人(保護者)に説明します。



甲状腺検査の詳細については、[こちら\(福島県立医科大学 HP\)](#)